

委託契約書

茨城県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、令和5年度過疎地域インターーン促進事業業務委託について、次の条項により委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- (1) 委託業務名 令和5年度過疎地域インターーン促進事業業務委託
- (2) 委託業務内容 別添委託業務仕様書（以下「委託仕様書」という。）のとおり
- (3) 委託期間 契約日から令和6年3月31日まで

（委託業務の遂行）

第2条 乙は、委託業務を委託仕様書に従って実施しなければならない。また委託仕様書が変更された場合も同様とする。

（委託料）

第3条 甲は、委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）として、金_____円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額_____円）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

（委託料の支払）

第4条 委託料は、委託業務が終了し、その額が確定した後に乙の請求により支払うものとする。

- 2 甲は、前項の請求があった日から30日以内に委託料を支払うものとする。
- 3 甲は、乙の請求により必要があると認められる金額については、第1項の規定にかかわらず、概算払をすることができる。
- 4 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書に概算払を必要とする理由及び所要見込額を記載した書類を添付して甲に提出するものとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は契約金額の100分の10とする。ただし、茨城県財務規則第138条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、全部又は一部を免除する。

（実績報告等）

第6条 乙は、委託業務が終了したときは、委託業務の実績報告書（別紙様式）を委託事業終了の日から起算して30日以内又は令和6年3月31日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。この場合において、第4条第3項の規定による概算払を受けたときは、併せて概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第102号）を添付するものとする。

（検査及び委託料の額の確定）

第7条 甲は、前条の規定により、乙から実績報告書の提出があったときは、遅滞なく、当該業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めた場合は、当該実績報告書に基づき委託料

の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

2 前項に拘らず、次に掲げる場合であって乙が既に実施した本契約に基づく仕事の結果のうち可分な部分の給付によって、甲が利益を受けるときは、乙はその利益の割合に応じた報酬を請求することができる。

(1) 甲の責めに帰することができない事由によって仕事を完成することができなくなったとき。

(2) 本契約が仕事の完成前に解除されたとき。

3 第2項の定めに拘らず、甲の責めに帰すべき事由によって仕事を完成することが出来なくなった場合には、乙は甲に対し第3条に定める報酬を請求することができる。

(契約不適合責任)

第8条 引渡された成果物が、種類又は品質に関して本契約の内容に適合しないものであるとき（以下「契約不適合」という）は、甲は乙に対し、本成果物の修正を請求することができる。この場合、甲又は乙は、相手方に対し修正の方法について協議の申入れをすることができるものとする。

2 引渡された成果物に契約不適合があるときは、その契約不適合が本契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除き、甲は乙に対し修正に代え、又は修正とともに損害賠償を請求することができるものとする。

3 引渡された成果物に契約不適合があるときは、甲は乙に対し相当の期間を定めて成果物の修正を請求した上で、当該相当期間内に契約不適合が修正されない場合には、当該契約不適合の程度に応じて委託額の減額を請求することができるものとする。

4 引渡された本物件に契約不適合があるときは、甲は乙に対し相当の期間を定めて本物件の修補を請求した上で、当該相当期間内に契約不適合が修正されない場合には、本契約を解除することができるものとする。ただし、契約不適合が軽微であるときはこの限りではないものとする。

5 甲が前項に基づき本契約を解除し、甲に損害がある場合には当該契約不適合が本契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除き、甲は乙に対し損害賠償を請求することができるものとする。この場合、違約金の定めは適用されないものとする。

(過払金の返還)

第9条 乙は、既に支払を受けた委託料が前条に規定する委託料の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(再委託の制限)

第10条 乙は、委託業務達成のため、委託事業の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

(秘密の保持)

第11条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を甲の承認なしで、第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成1

5年法律第57号) 第66条第2項及び第67条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特約事項を遵守しなければならない。

(帳簿等)

第13条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにしておかなければならぬ。

2 乙は、会計に関する帳簿、書類等をその完結の日から5年間保存するものとする。

(実地調査等)

第14条 甲は、必要があると認めたときは、乙の帳簿、書類その他の記録及び委託事業の状況について実地に調査できるものとする。

2 乙は、甲から委託業務の実施に関し、報告を求められたときは、速やかに甲に報告するものとする。

(委託業務の変更等)

第15条 乙は、業務の内容につき、変更する必要が生じたときは、直ちに甲に協議しなければならない。ただし、この規定に関わらず、甲が業務の実施について、改善をする必要を認めたときは、その改善事項を乙に指示することができるものとする。

2 乙は、やむを得ない事情により、仕様書に記載された委託業務の内容を変更する必要が生じたときは、その旨を文書により申し出て、甲の承認を受けなければならない。

(事情変更による解除)

第16条 甲は、事情の変更により委託の必要がなくなったときは、この契約を解除することができるものとする。

2 前項の規定による解除の場合においては、甲は解除時点までに乙が既に実施した委託業務の履行部分に相当する金額を支払い、乙は甲に対して解除時点までに完成、または着手した成果物の全部を引き渡さなければならない。

(契約違反による解除)

第17条 甲は、乙がこの契約に違反したときは、この契約を解除することができるものとする。

2 前項の規定により契約の解除があったときは、前条第2項の規定を準用する。

(疑義の解決)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 この契約に関し甲又は乙が訴訟等を提起するときは、被告となる当事者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の裁判所とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県知事 大井川 和彦

乙 _____

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙及び乙の業務に従事する職員（雇用関係のない職員を含む。以下同じ。）は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たり、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利・利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙及び乙の業務に従事する職員は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、乙の業務に従事する職員に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

（収集の制限）

第3 乙及び乙の業務に従事する職員は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 乙及び乙の業務に従事する職員は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写・複製の禁止）

第5 乙及び乙の業務に従事する職員は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（適正管理）

第6 乙及び乙の業務に従事する職員は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙の業務に従事する職員は、職場又は職種を異動あるいは退職するに際して、自らが管理していた個人情報等に関するデータ・情報書類等を速やかに乙に返却しなければならない。

(資料等の返還等)

第7 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはこの限りではない。

(事故発生時における報告)

第8 乙は、個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(別紙様式)

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者 氏名

委託業務完了報告書

令和5年 月 日付け委託契約に基づく「令和5年度過疎地域インターン促進事業業務委託」が完了した
ので、成果品を添えて報告します。

(別紙様式)

収 支 決 算 書

1 収 入

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
委託料		
合 計		

2 支 出

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
合 計		